

令和3年11月9日

組合員 各位

圏友協同組合
事務局

「日本の入国緩和措置」における 技能実習生の入国に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

11月5日に発表されました、「日本の入国制限緩和措置」におきまして、技能実習生の入国が可能となりました。つきましては概要と今後の見通しについてお伝えさせていただきます。

◆ 入国制限緩和措置の対象につきましては以下の表をご参照下さい。

	技能実習生・特定技能者等 (長期滞在の新規入国者)	短期ビジネス滞在者	日本国籍 保持者	特段の事情がある 外国籍の方	外国人 観光客
入国可否	○	○	○	○	×
入国前後のPCR検査	○	○	○	○	×
入国前のワクチン接種2回	ワクチン未接種者も入国可 ※但し未接種者の隔離期間短縮は不可				×
入国後隔離14日間	○	○	○	○	×
入国後隔離日数の短縮措置 (14日→10日)	○ (ワクチン接種証明書他諸申請手続き有)				×
入国後隔離日数の短縮措置 (14日→3日)	×	○ (諸申請手続き有)			×
必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持 ※所持していない人は要レンタル	○	○	○	○	×
入国者健康居所確認アプリ 【MySOS】の利用・インストール 位置情報確認 (毎日複数回)・健康状態の報告 (毎日1回) 居所確認 (ビデオ通話への応答)	○	○	○	○	×
スマートフォン位置情報記録の保存設定 (アプリではなく端末の設定)	○	○	○	○	×
接触確認アプリ 【COCOA】の利用・インストール	○	○	○	○	×

- ◆ 技能実習生に対しての入国規定は以下の通りです。

入国月（緩和措置利用月）	在留資格認定証明書作成日
2021年12月	2020年1月1日～2020年12月31日
2022年1月	2020年1月1日～2021年3月31日

※12月からの入国が可能になります対象企業様には担当者からご連絡させていただきます。

- ◆ この度の入国制限緩和措置では、技能実習生の入国の為に監理団体の【入国者健康確認システム】への申請が必要となっています。

圏友協同組合は現在申請中です。審査後許可が下り次第（おそらく12月から）の入国開始となっております。

許可は11月末に下りる見通しではございますが、状況によっては12月中になる可能性があります。その場合は入国も遅くなります旨何卒ご了承ください。

- ◆ 技能実習生の入国に関しましては、新規入国者数の中でも割合が多いことから、航空便等により入国する場合には、混雑している金曜日から日曜日に到着する航空便等を避け、できるだけ月曜日から木曜日に到着する航空便等により入国するようとの条件がございます。更に1日の入国者数によっては、制限がかかり入国が遅れることも考えられます。

- ◆ 入国の際には【COCOA】等の必要なアプリのインストールが可能なスマートフォンの所持が必須となっております。

技能実習生がアプリに対応しているスマートフォンを所持していない場合、または、入国時に所持していたスマートフォンが使用できなかった場合には、レンタルが必須となっております。アプリのインストールが可能なスマートフォンが用意できない場合の入国は認められておりません。その場合企業様にご請求が発生する場合がございます。ご了承下さい。

- ◆ 技能実習生の隔離期間は基本的に 14 日間となっております。
そのため、入国の初期費用として 14 日分の宿泊費が必要となって参ります。
圏友協同組合といたしましては、多数のホテルの中から費用を抑えられるホテルを選出し、組合員の皆様に必要な以上のご負担がかかることのないよう努めて参ります。
しかしながら、時期やタイミングによっては価格が上下する可能性があります。
また、隔離は入国のための必須条件でございますので、隔離費用が初期費用の一部として発生する旨ご了承頂きたく何卒お願い申し上げます。

- ◆ 技能実習生を受け入れ予定の企業様は寮等の受入れ準備もご確認くださいませよう宜しくお願いいたします。

【注意】

別件ではございますが最近失踪した技能実習生のうち、在留期限が残っている技能実習生を斡旋する悪徳ブローカーが増えているようです。
組合員の皆様も外国人従業員を雇用する際にはご注意ください。

敬具